

群馬大学医学部附属病院手術部運営委員会規程

平成16. 4. 1 制定
改正 平成17. 4. 1 平成26. 4. 1
平成26. 6. 10 平成30. 4. 1
令和 3.12.10 令和 4. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院に、群馬大学医学部附属病院手術部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、手術部の運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 手術部長
- (2) 手術部副部長
- (3) 関係診療科から選出された教員 各1人
- (4) 中央診療施設等の各部から選出された者 各1人
- (5) 看護部長又は副看護部長 1人
- (6) 手術部、材料部及び集中治療部の各看護師長
- (7) 経営企画課長、管理運営課長及び医事課長

(任 期)

第4条 前条第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、手術部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、手術部副部長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門の事項を検討するために、専門委員会を置くことができる。

(報 告)

第8条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関

しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、旧群馬大学医学部附属病院手術部運営委員会規程（昭和44年3月11制定。以下「旧規程」という。）第3条第3号及び第4号に規定する委員である者は、施行日にこの規程第3条第3号及び第4号の規定により選出された委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、旧規程による委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。